

○山梨県警察運営総合対策委員会訪日外国人等急増対策検討部会設置要領

〔平成31年4月1日〕  
〔例規甲（務企）第53号〕

第1 設置

山梨県警察運営総合対策委員会に、山梨県警察運営総合対策委員会訪日外国人等急増対策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 趣旨

本県を訪れる外国人等の安全を確保し、良好な治安を体感できる環境を整備するとともに、コミュニケーションの円滑化、制度、手続等の分かりやすさの確保等について各部門間で連携を図りながら検討し、関係行政機関等とも協調してその対策を推進する必要があることから、これらを検討するため部会を設置するものである。

第3 調査審議事項

- 1 部会は、訪日外国人等対策を推進するために次の事項を調査審議する。
  - (1) 訪日外国人等急増対策に関する事項
  - (2) 訪日外国人に対する各種警察活動の推進に関する事項
  - (3) 関係行政機関等との協調に関する事項
  - (4) その他必要と認められる事項
- 2 部会は、調査審議事項において対策状況等について検証を行うとともに、見直しが必要な対策については、その推進方策等の改善を図る。

第4 構成

- 1 部会は、部会長、副部会長及び専門委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

部会長	警務部長
副部会長	警務部参事官 生活安全部参事官 刑事部参事官 交通部参事官 警備部参事官
専門委員	総務室会計課長 警務部警務課長 生活安全部生活安全企画課長 刑事部刑事企画課長 交通部交通企画課長 警備部警備第一課長

## 警察学校副校長

- 2 部会は、部会長が招集し、掌理する。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### 第5 プロジェクトチーム

- 1 部会を補佐するため、部会に訪日外国人等急増対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。
- 2 プロジェクトチームは、部会に付議する事項の整理並びに部会から指示された事項の調査及び検討について所掌する。
- 3 プロジェクトチームの主宰者は、警務部参事官とする。

- 4 プロジェクトチームの構成員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

プロジェクト長 警務部参事官（警務部警務課長）

副プロジェクト長 警務部警務課企画室長

プロジェクト員 総務室総務課次席

警務部警務課次席

警務部警務課企画第一担当補佐

生活安全部生活安全企画課次席

刑事部刑事企画課次席

刑事部刑事企画課企画調整担当補佐

交通部交通企画課次席

警備部警備第一課次席

警察学校教務担当補佐

- 5 主宰者は、調査検討内容に応じて構成員を招集し、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### 第6 庶務

部会の庶務は、警務部警務課において行う。